

部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	課 員	課 員	審 査 員	設 計 者
--------	--------	--------	------------------	--------	--------	-------------	-------------

工 事 名 平成30年度常陸風土記の丘金山池浚渫工事 **起 工** 設計書
第 回変更

工 事 場 所 石岡市 染谷1646番地 地内 (常陸風土記の丘)

設 計 概 要	金山池浚渫工事	施工方法	請 負
	河川土工 1式	施工期間	契 約 日 の 翌 日 か ら 平成31年3月15日 まで
	仮設工 1式		
		請 負 人	

平成30年度 工事設計書 石岡市経済部観光課

変
更
理
由

費 目	起 工	第 一 回 変 更	第 二 回 変 更	増 △ 減
起 工 額				
請負に負する額 又は請負額				
工 事 価 格				
測量及び試験費				
用地費及び補償費				
消費税相当額				
請 負 決 定 額				

変更工事価格算定基準, 変更工事価格 = 変更積算工事価格 × 請負比率 $\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{起工時の請負に付する額}}$

×

=

特記仕様書

(総則)

第1条 本特記仕様書は、石岡市の発注する建設土木工事に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)を補完する。

(工期)

第2条 工期は、契約書に記載された期間内に完了するよう順守すること。なお、休日等には日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季期休暇のほか、作業期間中の全土曜日を含んでいる。

(工事数量)

第3条 工事数量は、別冊工事設計書内に記載されたとおりとする。

(工程関係)

第4条 工事の作業時間帯は、下表のとおりとすること。なお、作業時間帯の変更を要する場合には、速やかに監督員と協議すること。

工種	作業時間帯	期間
全工種	作業開始 9時00分 作業終了 17時00分	工期期間内

(建設資材)

第5条 使用する資材のうち、下表の工種には、茨城県リサイクル建設資材を使用すること。なお、指定されたりリサイクル建設資材の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。

工種	リサイクル建設資材	規格

(建設機械)

第6条 使用機械のうち、バックホウについては、排出ガス対策型の第1次基準値以上のものを使用すること。

2 排出ガス対策型機械の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、排出ガス対策型機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

第7条 使用機械のうち、バックホウについては、低騒音(低振動)型建設機械を使用すること。

2 低騒音(低振動)型機械の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、低騒音(低振動)型機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

(過積載の防止)

第8条 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為(過積載、さし枠装着車や不正表示車等の使用)を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (8) 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

(交通誘導員の配置)

第9条 工事の施工にあたっては、別添図面のとおり、交通誘導員〇名(うち交通誘導警備業務に係る一級または二級検定合格警備員〇名)及び保安要員〇名を配置し、一般交通等に支障のないよう十分注意して施工すること。なお、交通誘導員は警備業者の交通誘導業務に従事する警備員とするとともに、別添図面の配置により難しい場合には、監督員と協議すること。

(発生土の処理)

第10条 本工事における発生土については、下記により搬出すること。

- (1) 搬出先にストックヤードを利用するよう指定されている場合は、設計書により(財)茨城県建設技術管理センター(以下「管理センター」という)、が管理する所定のストックヤードを利用すること。
- (2) 工事着手前に、ストックヤードの利用申込みを管理センターに対して行うこと。
- (3) 事前にストックヤードに搬出する土砂の土質試料を採取し、必要な試験を行うとともに、その結果を管理センターへ提出すること。
- (4) 搬出する10日以上前に、管理センターと運搬経路、工程等について打ち合わせを行うこと。
- (5) スtockヤード利用料金は、設計地山土量1㎡当たりの単価で算出し、管理センターの請求により支払うこと。
- (6) このほかストックヤード利用の詳細については管理センターと協議のこと。

(不正軽油の使用防止)

第11条 本工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- (1) 現場で不正軽油を使用しないこと。
- (2) 現場で不正軽油を使用させないこと。

- (3)不正軽油を購入しないこと。
- (4)取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (5)下請契約の相手方、または燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。
- (6)県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には、現場代理人が立ち会うこと。
- (7)当該工事に関して、法令(地方税法等)に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

(隣接工事との諸経費の調整)

第12条 該当なし

(労働安全衛生法等の遵守)

第13条 請負人は、共通仕様書1-1-34に基づき、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、特に次の事項に留意すること。

- (1)受注者は、高所作業における作業床、囲い、二段手すり、幅木、防網の設置、作業員の安全帯の使用、悪天候時の作業禁止、照度の保持、踏み抜きの防止、不用のたて杭等における危険の防止、昇降設備の設置、墜落危険箇所の立入禁止等により、墜落・転落災害の防止措置を講じること。
 - (2)受注者は、建設機械による作業に先立ち、当該建設機械の転落、地山の崩壊等による作業員の危険を防止するため、地形や地質の状況等を調査し、作業計画を定めてから作業を行うこと。また、作業中は、機械の制限速度、転落・接触等の防止、誘導者の合図、運転者が運転位置から離れるときの措置、機械の移送、搭乗・使用の制限、修理等について、関係法令を遵守すること。
 - (3)受注者は、地山の掘削作業に先立ち、地山の崩壊や埋設物の損壊等により危険を及ぼすおそれのあるときは、作業箇所及び周辺の地山について調査し、掘削の時期及び順序を定めて作業を行うこと。また、土砂崩壊災害の防止等のため、手掘り掘削における掘削面の勾配や土止め支保工、防護網の設置、作業員の立入禁止、埋設物等による危険の防止、掘削機械等の使用制限、誘導者の配置、保護帽の着用、照度の保持等について、関係法令を遵守すること。
 - (4)受注者は、建設機械の操作や玉掛け作業を、法令で定める免許を有する者、または技能講習や特別教育修了者に行わせること。
 - (5)受注者は、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を終了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。
 - (6)受注者は、土止め支保工の切り梁、腹起こしの取り付け、取り外し作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保工作業主任者を選任しなければならない。
- 2 受注者は、監督員より作業員の免許等の提示を求められたときは、協力すること。

(疑義)

第14条 本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

請 負 費 総 括 内 訳 書

平成30年度常陸風土記の丘金山池浚渫工事

種 別	細 別	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
金山池浚渫工事								
河川土工				式	1	0		別紙第1号内訳書参照
仮設工				式	1	0		別紙第2号内訳書参照
直接工事費								
共通仮設費計								
仮設材運搬費								別紙第3号内訳書参照
共通仮設費								
純工事費								
現場管理費								
工事原価								
一般管理費								
工事価格								
消費税								
				%	8	0		
請負工事価格								

石 岡 市

第1号内訳書

平成30年度常陸風土記の丘金山池浚渫工事

種別	細別	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
河川土工								
掘削工								
掘削				m ³	350.0			第0001号代価表
残土処理工								
土砂運搬等				m ³	350.0			第0002号代価表
整地				m ³	350.0			第0003号代価表
大型土嚢処分				個	30.0			
小計								

石岡市

第2号内訳書

平成30年度常陸風土記の丘金山池浚渫工事

種別	細別	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
		工事用道路工						
		敷鉄板						
		敷鉄板設置・撤去		m ²	405.0			
		敷鉄板賃料(22×1524×3048)		枚	90.0			
		工事用道路盛土						
		路体(築堤)盛土		m ³	15.0			第0004号代価表
		購入土		m ³	15.0			
		掘削		m ³	15.0			第0001号代価表
		小計						

第 0001 号 代価表 掘削

CB210100

施工P(機32.60%, 労58.13%, 材9.27%, 市0.00%)

第30-08-310-2-111号

1.000 m3 当り

名称	構成比	単位	東京単価	地区単価	摘要
バックホウ(クローラ)【標準】 排ガス型(第2次) 山積0.28m3	32.600	%			M000202015 K1
運転手(特殊)	58.130	%			RO114 R1
軽油 1.2号	9.270	%			Z006702002 Z1
			(標準単価 積算単価))
J01 土質	条件名称	入力値	入力名称		
J02 施工方法		1	土砂		
J06 施工数量		5	上記以外(小規模)		
		5	小規模(標準)		

第 0002 号 代価表 土砂等運搬

CB210110

施工P(機20.82%, 労71.30%, 材7.88%, 市0.00%)

第30-08-310-2-111号

1.000 m3 当り

名称	構成比	単位	東京単価	地区単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 2t積級	20.820	%			M000301001 R1
運転手 (一般)	71.300	%			R0115 R1
軽油 1.2号	7.880	%			Z006702002 Z1
			(標準単価 積算単価))

条件名称	入力値	入力名称
J 0 1 土砂等発現場	2	小規模
J 0 2 積込機種・規格	6	バックホ山積0.13m3 (平積0.1m3)
J 0 3 土質	1	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)
J 0 4 DID区間の有無	1	無し
J 1 5 運搬距離 (km) (DID区間無)	1	0.3km以下

第 0003 号 代価表 整地

CB210610

施工P(機21.24%, 労73.43%, 材5.33%, 市0.00%)

第30-08-310-2-111号

1.000 m3 当り

名称	構成比	単位	東京単価	地区単価	摘要
ブルドーザ [普通・排出ガス対策型 (1次基準) 3級]	21.240	%			M000101008 K1
運転手 (特殊)	53.490	%			R0114 R1
普通作業員	19.940	%			R0102 R2
軽油 1.2号	5.330	%			Z006702002 Z1
			(標準単価 積算単価))

	条件名称	入力値	入力名称
J01	作業区分	2	敷均し (狭小)
J02	敷均し作業内容	3	狭小幅員 (幅2.5m以上4m未満)

第 0004 号 代価表 路体(築堤)盛土

CB210510

施工P(機20.39%, 労74.65%, 材4.96%, 市0.00%)

第30-08-310-2-111号

1.000 m3 当り

名称	構成比	単位	東京単価	地区単価	摘要
ブルドーザ [普通・排出ガス対策型 (1次基準)]] 3t級	10.370	%			M000101008 K1
振動ローラ (舗装用) [搭乗・コンバインド 式] 運転質量3~4t	10.020	%			L001070011 K2
運転手 (特殊)	65.610	%			R0114 R1
普通作業員	9.040	%			R0102 R2
軽油 1.2号	4.960	%			Z006702002 Z1
			(標準単価 積算単価))

J 0 1 条件名称
施工幅員

入力値
2

入力名称
2.5m以上4.0m未満



